

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の進捗状況（平成24年度）について（概要）

総括

- 基本計画（第2次）に基づき施策を着実に推進。

1. 教育及び啓発活動の推進

1. 学校における教育・啓発の推進

- － メディアの健全な利用に必要なメディアリテラシーを向上するため教材等を開発・公開。〔総務〕
- － 保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用に関する啓発講座を実施。〔警察、総務、文科、経産〕

2. 社会における教育・啓発の推進

- － インターネットリテラシーに関する指標策定(ILAS)の取組を推進。〔総務〕
- － 総務省において平成24年9月に公表した「スマートフォン安心・安全利用促進プログラム」に基づき、総合通信局等を核として地域の関係者相互の連携体制を構築し、草の根レベルでの普及啓発活動を展開。〔総務〕
- － 違法・有害情報に関する現状や取組について、ポータルサイトを活用し、随時必要な情報提供を実施。〔内閣官房（IT）〕
- － サイバー防犯ボランティア育成・支援を推進。〔警察〕

3. 家庭における教育・啓発の推進

- － 青少年のインターネットの適切な利用に関する広報資料を作成・配布。〔内閣府、警察、総務、文科、経産〕
- － 「保護者に対する普及啓発支援」検討会議報告書を公表。保護者向け普及啓発パンフレットを作成・公表。〔内閣府〕

4. 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

- － 携帯型ゲーム機やインターネット接続テレビ、携帯多機能プレイヤー、スレート型PC等のインターネット接続機器について利用実態の調査を実施。〔経産〕

5. 国民運動の展開

- － 安心ネットづくり促進協議会における、利用環境整備に関する目標を共有する国民運動（全国事業）に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務、経産〕

2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

1. 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

- － 携帯事業者及び第三者機関と連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知及び普及率向上を促進。〔総務〕
- － 警察庁から都道府県警察に対し、少年の健全育成のための自主的措置の促進等について事業者に対する働き掛けの強化を指示。〔警察〕

2. 携帯電話・PHSにおけるフィルタリングサービスの高度化の推進

- － 携帯電話事業者において無線LANにも対応可能なアプリフィルタリングソフトを順次提供開始。第三者機関においてアプリに対応した認定スキームを整備。〔総務〕

3. 新たな機器及び伝送技術への対応

- － フィルタリングソフトのプリインストールやホワイトリスト方式のスマートフォンを新たに開発するなど青少年保護・バイ・デザインを念頭においた取組を推進。〔総務〕

4. フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援

- － インターネット・ホットラインセンターが一般利用者から通報された情報を第三者に提供するための基準を策定し、複数のフィルタリング提供事業者に当該情報を提供。〔警察〕

5. フィルタリング普及促進のための啓発活動等

- － 全国のPTAが主催する大会やシンポジウムに参加し、フィルタリング普及徹底について説明。〔文科〕

6. フィルタリング普及状況等に関する調査研究

- － 携帯型ゲーム機やインターネット接続テレビ、携帯多機能プレイヤー、スレート型PC等の機器について、青少年による機器の利用実態を調査。〔経産〕

3. 民間団体等の支援

1. 青少年がインターネット活用能力を習得するための活動に対する支援
 - － 地域における有害情報対策推進事業を5地域で支援。〔文科〕
2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援
 - － 安心ネットづくり促進協議会調査検証作業部会において、いじめ・暴力、性意識・行動、自殺、依存に関する調査研究を公表。〔総務〕
 - － 青少年による機器の利用実態を調査し、その結果を事業者にフィードバックすることにより、望ましいフィルタリングの基準普及に向けた取組を推進。〔経産〕
3. 青少年のインターネット上の問題についての相談等に対する支援
 - － 都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等を実施。〔警察〕
4. 安心ネットづくり促進協議会に対する支援
 - － スマートフォンにおける課題検討を目的としたスマートフォン作業部会にオブザーバ参加し、報告書の取りまとめ、啓発素材の開発等への支援を実施。〔総務、内閣府、経産、警察、文科〕

4. その他重要事項

1. サイバー犯罪の取締り等の推進
 - － 違法情報に係る捜査の効率化を目的とした「全国協働捜査方式」を推進し、サイバー犯罪の効率的な取締体制を強化。〔警察〕
 - － 「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」が成立し、ウイルス作成・供用等の罪の新設等が施行され、検察当局において適切に運用。〔法務〕
2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進
 - － インターネット・ホットラインセンターを通じた違法・有害情報の削除依頼に努力。〔警察〕
3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進
 - － 専用相談電話（「子どもの人権110番」）やインターネット（SOS-eメール）による相談の受付、全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニレター」の配布等を実施。〔法務〕
4. 迷惑メール対策の推進
 - － チェーンメール対策を含む迷惑メール対策として「チェーンメール対策パンフレット」、「撃退！迷惑メール」の配布等、迷惑メール相談センターを通じた周知啓発を実施。〔総務〕
5. 国内外における調査
 - － 平成24年度においては、諸外国のレーティング・ゾーニングに係る取組実態についての調査を実施。〔内閣府〕

5. 推進体制等

1. 国における推進体制
 - － 平成24年7月6日、子ども・若者育成支援推進本部（第4回）において、基本計画（第2次）を決定。〔内閣府〕
2. 地方公共団体、事業者及び民間団体との連携体制の活用
 - － 都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議を通じた地方公共団体への必要な情報提供を実施。〔内閣府〕
3. 国際的な連携の促進
 - － 国際的なサイバー犯罪対策プロジェクトを実施するとともに、外国捜査機関職員との情報交換、協力関係の確立等を積極的に推進。〔警察〕
 - － 平成24年2月に採択されたOECD勧告を踏まえ、わが国において開発したリテラシー指標（ILAS）の概要等について2国間政策協議の場で情報共有。〔総務〕
 - － 上記会合において、両国における民間の自主的取組やベストプラクティスの共有に関する意見交換を実施。〔総務〕
4. 基本計画の見直し
 - － 平成24年7月6日、子ども・若者育成支援推進本部（第4回）において、基本計画（第2次）を決定。（再掲）〔内閣府〕